

令和 6 年度

福知山市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金

申請の手引き[新制度(非FIT・非FIP)/給湯機器補助]

■ 申請書提出期間 令和 6 年 11 月 1 日（金）午前 8 時 30 分～令和 7 年 1 月 24 日（金）

■ 請求書提出期間 申請者が交付決定通知書を受領した時 ～ 令和 7 年 2 月 10 日（月）

■ 事業期間が 2 年度に渡る場合の事業開始承認申請期間： 令和 6 年 12 月 10 日（火）まで

■ 2 年度事業の開始が承認された場合の申請書提出期間： 令和 7 年度の定めに従う

■ 期間要件

- (1) 代金支払日が属する年度において、申請書提出期間内に補助申請を行った者
(補助対象設備の設置を行った年度の申請書提出期間内であれば、期間制限はありません。)

■ 注意事項

- ※ 令和 6 年 10 月 9 日より前に設置済・事業着手済の設備は新制度の対象となりません。従来制度を御利用ください。
- ※ 事業着手(契約締結日又は工事着工日の早い方)から事業完了(代金支払日又は工事完了日の遅い方)までが年度をまたぐ場合、新制度・給湯機器補助への申請はできません。事業着手日が令和 6 年 10 月 9 日（水）（京都府から福知山市への交付決定日）以降で、事業完了日及び申請書提出日が令和 7 年 1 月 24 日（金）（申請書提出期間最終日）以前の設備が対象です。
- ※ 例外的に、事業期間(予定)が 1 年以上で年度をまたぐ場合、事業着手前に限り、「事業開始承認」を申請できます（申請期限：令和 6 年 12 月 10 日（火））。事業開始承認を受けずに年度をまたぐ事業に着手した場合、事業期間について令和 7 年度の補助申請時に事後的に証明しても、令和 7 年度の新制度・給湯機器補助への申請はできません。工程表などをご持参の上、事業着手前にご相談にお越しください。

令和 6 年 10 月

福知山市

■ 申請・問合せ先：福知山市エネルギー・環境戦略課（福知山市役所 4 階）

■ TEL：0773-48-9554(直通) E-mail：enekan@city.fukuchiyama.lg.jp

〒620-8501 京都府福知山市字内記13-1

1. 補助対象事業

- (1) 自家消費型 (FIT 売電不可) 住宅用太陽光・蓄電設備設置事業 : 「新制度」
 (2) 高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業 : 「給湯機器補助」

新制度	➢ <u>従来制度と新制度・給湯機器補助の併用不可</u> ➢ FIT 制度・FIP 制度の認定を取得しないこと (※個別事業者への非 FIT・非 FIP 売電は可能) ➢ 自家消費率 30%以上 ➢ 蓄電池の価格(工事費含む・税抜き)が 14.1 万円/kWh 以下
給湯機器補助	➢ 新制度との同時申請のみ可能 ➢ 従来設置していた給湯機器と比較して省 CO2 効果が 30%以上 ➢ 昼間沸上げ形自然冷媒 CO2 ヒートポンプ給湯機ならば上限額を 10 万円緩和

■ 期間要件

- (1) 代金支払日が属する年度において、申請書提出期間内に補助申請を行った者
 (補助対象設備の設置を行った年度の申請書提出期間内であれば、期間制限はありません。)

- ※ 令和 6 年 10 月 9 日より前に設置済・事業着手済の設備は新制度の対象となりません。従来制度を御利用ください。
 ※ 事業着手(契約締結日又は工事着工日の早い方)から事業完了(代金支払日又は工事完了日の遅い方)までが年度をまたぐ場合、新制度・給湯機器補助への申請はできません。事業着手日が令和 6 年 10 月 9 日(水)(京都府から福知山市への交付決定日)以降で、事業完了日及び申請書提出日が令和 7 年 1 月 2 4 日(金)(申請書提出期間最終日)以前の設備が対象です。
 ※ 例外的に、事業期間(予定)が 1 年以上で年度をまたぐ場合、事業着手前に限り、「事業開始承認」を申請できます(申請期限: 令和 6 年 12 月 10 日(火))。事業開始承認を受けずに年度をまたぐ事業に着手した場合、事業期間について令和 7 年度の補助申請時に事後的に証明しても、令和 7 年度の新制度・給湯機器補助への申請はできません。工程表などをご持参の上、事業着手前にご相談にお越しく下さい。

2. 新制度・給湯機器補助の申請書提出期間・申請方式

【申請書提出期間】	令和 6 年 11 月 1 日(金) 午前 8 時 3 0 分～令和 7 年 1 月 2 4 日(金) 午後 5 時 1 5 分
【請求書提出期間】	申請者が交付決定通知書を受領した時 ～令和 7 年 2 月 1 0 日(月) 午後 5 時 1 5 分
【事業期間が 2 年度に渡る場合の事業開始承認申請期間】	令和 6 年 1 2 月 1 0 日(火) まで
【事業開始が承認された場合の申請書提出期間】	令和 7 年度の定めに従う
【申請方式】	事後申請制 (対象設備の設置が完了し、提出書類を全て揃えた上で申請)
【受付時間】	開庁日の午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分

- 先着順です。書類がすべて揃った時点で受付します。
 ➢ 予算に達し次第、受付を終了します。また、制度ごとに受付終了時期も個別に到来します。
 ➢ したがって、「新制度の募集はまだ行っているが、給湯機器補助の予算は既に上限に到達したの
 で、給湯機器補助部分の募集は終了した。」といった事例が生じる可能性があります。

申請可否	新制度(給湯機器なし)	○	新制度(給湯機器あり)	×
------	-------------	---	-------------	---

3.従来制度との補助内容の比較

※従来制度と新制度の併用はできません。給湯機器補助は、新制度と同時にしか申請できません。

[設備]		①従来制度	②新制度
太陽光 発電設備	補助額	公称最大出力 1kW 当たり 1 万円(最大 4 万円)	公称最大出力 1kW 当たり 2 万円(最大 8 万円)
	主な要件	・ FIT 制度/FIP 制度を活用した余剰売電が可能 ・ 自家消費率の要件は無いが、全量売電は不可	・ FIT 制度や FIP 制度の認定を取得しないこと (個別事業者への非 FIT・非 FIP 売電は可能)
蓄電池	補助額	蓄電容量 1kWh 当たり 1.5 万円(最大 9 万円)で 計算後、2 万円加算	蓄電容量 1kWh 当たり 3 万円(最大 18 万円)で 計算後、2 万円加算
	主な要件	・ 蓄電容量が 1kWh 以上	・ 価格(工事費込・税抜)が 14.1 万円/kWh 以下
③給湯機器 (任意)	補助額	—	導入費用の 1/2 (上限 20 万円) (おひさまエコキュートの場合、上限 30 万円)
合計	補助額	①最大 15 万円	②最大 28 万円 ②+③最大 48 万円又は 58 万円

4.新制度の要件（概要）

ア 共通

- ・ 商用化された設備のみ可、中古品不可、PPA 又はリースによる導入不可
- ・ 法定耐用年数(※ 1)を経過するまでの間、補助対象設備により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J クレジット制度への登録を行わないこと
- ・ 設置される設備について、国又は本市の他の補助金の交付を受けていないこと

イ 住宅用太陽光発電設備

- ・ FIT 制度及び FIP 制度の認定を取得しないこと
- ・ 当該事業において導入する再生エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上を自家消費すること
- ・ 自己託送を行わないこと

ウ 住宅用蓄電設備

- ・ 家庭用蓄電池（4,800Ah・セル相当の kWh 未満）について、価格（工事費込み・税抜き）が 14.1 万円/kWh 以下であること

※価格（工事費込み・税抜き）が 14.1 万円/kWh を超えるものについては補助対象外

エ 高効率給湯機器

- ・ 太陽光発電設備及び蓄電設備と同時に導入されるものであること
- ・ 従来の給湯機器等に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるものであること

オ コージェネレーションシステム

- ・ 太陽光発電設備及び蓄電設備と同時に導入されるものであること
- ・ 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。

※ 1 本手引き 2 2 ページ「15.特別な事情が生じた場合のみ必要になる手続きの詳細」参照

5-1.新制度の要件（詳細）

補助対象者	次の要件を全て満たす者 (1) 市内に自らが居住する住宅に住宅用太陽光・蓄電設備を同時に設置した者又は市内の住宅用太陽光・蓄電設備付新築住宅を購入し、自らが居住している者で、いずれも同場所において電灯契約を結んでいるもの (2) 代金支払日が属する年度において、申請書提出期間内に補助申請を行った者 (補助対象設備の設置を行った年度の申請書提出期間内であれば、期間制限はありません。) (3) 市税を滞納していない者 (4) 暴力団関係者に該当しない者	
補助対象事業	次の要件を全て満たすもの (1) 共通要件 ・エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。(国) ・各種法令等に準拠した設備であること。(府/国) ・商用化され、導入実績がある設備であること。(府/国) ・中古設備でないこと。(府/国) ・法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。(国) ・住宅用の設備であること。(府) ・PPA 又はリースにより導入される設備でないこと。(府) ・設置する設備に係る国又は市の補助金を受けていないこと ・国要領別紙 2 で定める要件を全て満たしていること。 ・府要領で定める要件を全て満たしていること。 (2) 住宅用太陽光発電設備 ・当該設備を用いて発電した電気を電気事業者に供給する場合は、当該設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給された後の残余の電気を電気事業者に供給する構造であり、余剰配線で系統連系しているもの ・公称最大出力の合計が 2 kW 以上であるもの(府) ・本事業で得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。(国) ・再エネ特措法に基づく FIT 制度の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと。(国) ・電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。(国) (右上につづく)	(左下からつづく) ・再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠すること。特に『太陽光発電設備仕様書』の項で後述する要件をすべて遵守していることを確認すること。(国) ・次の (a) ～ (b) のいずれかを満たすこと。(国) (a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（家庭用：30%）以上とすること。 (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。 (3) 住宅用蓄電設備 ・前号の太陽光発電設備と常時接続しており、同設備が発電する電力を充放電できる蓄電設備及び電力変換装置で構成される設備であること。 ・日本産業規格又は一般社団法人電池工業会規格に適合しているもの ・蓄電容量が 1 kWh 以上であるもの ・(2)の住宅用太陽光発電設備の付帯設備であること。(国) ・原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。(国) ・停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。(国) ・価格が 14.1 万円/kWh (工事費込み・税抜き) 以下の蓄電システムであること。(国) ・『蓄電設備仕様書』の項で後述する要件をすべて満たすこと。(国)

5-2.太陽光発電設備仕様書

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙2 交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業)
2 ア (ア) 太陽光発電設備(自家消費型) 交付要件」の抜粋です。導入した太陽光発電設備が次の要件を
満たすことを確認してください。

・再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項
等に準拠すること。特に、次の(a)~(l)をすべて遵守していることを確認すること。

- (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
- (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。
- (e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したものの)を掲示すること。
- (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。
- (k) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (l) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。

5-3.蓄電設備仕様書

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙2 交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業)

2 ア (イ) 蓄電池 交付要件」の抜粋です。導入した蓄電設備が次の仕様を満たすことを御確認ください。

【家庭用蓄電池（4,800Ah・セル相当の kwh 未満）：h～m の全てを満たすこと】

h 蓄電池パッケージ (※1)

(a) 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は JEM 規格で定義された初期実効容量のうち計算値と計測値のいずれか低い方を適用

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

i 性能表示基準 (※2)

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。

使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。

定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(d) 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

j 蓄電池部安全基準 (※1)

(a) JIS C 8715-2 の規格を満足すること。

k 蓄電システム部安全基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) (※1)

(a) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠する

l 震災対策基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) (※1)

(a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関 (NCB) であること。

m 保証期間 (※1)

(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証 (販売店保証等) は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量 (計算値と計測値のいずれか低い方) が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

※1 一般社団法人環境共創イニシアチブ(Sii)の蓄電システム登録制度に登録済みの製品であれば、登録されていることをもって、要件を充足しているとみなします。 (<https://zehweb.jp/registration/battery/>)。

※2 一般社団法人日本電機工業会が定めている性能表示ラベル等を参考に、表示内容を御確認ください。 (<https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/chikuden/label.html>)

5-4.新制度の補助額

補助対象経費	国要領 別表第1 (交付対象事業費：設備整備事業) に定められた事業費 (1 1 ページ「8.補助対象経費」参照)
補助額	次の(1)及び(2)の合計額以内の額(合計最大 28 万円) ((1)・(2)の千円未満の端数は切り捨てて合計する) ※(1)及び(2)アが、設備ごとの設置費用の2分の1を超えときは、設置費用の2分の1以内の額を合計する。 (1) 住宅用太陽光発電設備 太陽電池モジュール公称最大出力(※1) 1kW 当たり 2 万円 (最大 8 万円) (2) 住宅用蓄電設備 以下の合計額 ア 蓄電容量(※2) 1kWh 当たり 3 万円 (上限①最大 18 万円、<u>上限②蓄電池価格(工事費込み・税抜き)の 1/3 以内</u>) イ 2 万円

※1 新制度では、補助額の算定に用いる太陽光発電設備の公称最大出力は、「太陽光発電設備の公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方で、小数点以下を切り捨てた値」

※2 新制度では、補助額の算定に用いる蓄電設備の蓄電容量は、「単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh 単位で小数第 2 位以下を切り捨てた値」

5-5.給湯機器補助の要件等

補助対象者	次の要件を全て満たす者 (1) 市内に自らが居住する住宅に住宅用太陽光・蓄電設備及び住宅用給湯機器を同時に設置した者又は市内の住宅用太陽光・蓄電設備及び住宅用給湯機器付新築住宅を購入し、自らが居住している者で、いずれも同場所において電灯契約を結んでいるもの (2) 代金支払日が属する年度において、申請書提出期間内に補助申請を行った者 (補助対象設備の設置を行った年度の申請書提出期間内であれば、期間制限はありません。) (3) 市税を滞納していない者 (4) 暴力団関係者に該当しない者	
補助対象事業	次の(1)に加えて、(2)又は(3)を満たす者 (1) 共通要件 ・エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。(国) ・各種法令等に準拠した設備であること。(府/国) ・商用化され、導入実績がある設備であること。(府/国) ・中古設備でないこと。(府/国) ・法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。(国) ・住宅用の設備であること。(府) ・リース設備でないこと。(府) ・住宅用太陽光・蓄電設備(新制度の補助対象設備)と同一年度に設置された設備であること(事業開始承認を得た場合は除く。) ・設置する設備に係る国又は市の補助金を受けていないこと ・国要領別紙2で定める要件を全て満たしていること。 ・府要領で定める要件を全て満たしていること。	(2) 高効率給湯機器 従来の給湯機器等に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるもの(府/国) (3) コージェネレーションシステム 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。(府/国)
補助対象経費	国要領 別表第1 (交付対象事業費：設備整備事業) に定められた事業費 (11ページ「8.補助対象経費」参照)	
補助額	次の(1)又は(2)の額 ((1)・(2)の千円未満の端数は切り捨てる) (1) 昼間沸上げ形自然冷媒 CO2 ヒートポンプ給湯機(おひさまエコキュート等) 補助対象経費(工事費込み・税抜き)の2分の1以内の額 (30万円を超えるときは、30万円) (2) それ以外の高効率給湯機器・コージェネレーションシステム 補助対象経費(工事費込み・税抜き)の2分の1以内の額 (20万円を超えるときは、20万円)	

6.提出書類

提出時期	提出を要する書類	確認事項
申請時	①【様式第1号】交付申請書 (申請日の記載が申請書提出期間内のもの) (金額・出力数値が正しく計算されているもの)	※全設備につき事業期間が申請書提出期間内か ※住所・氏名(「2設置場所」は住民票と同じか) ※太陽光 2kW 以上・蓄電設備 1kWh 以上か
	②住民票の写し(原本)	※住所・氏名(申請書と同じか) ※今年度取得したものか
	③納税証明書 (本市に転入して間がない場合は、 転入前の市町村での税の滞納がない証明書)	※納税証明のうち「滞納がない証明」を添付 ※今年度取得したものか ※「市税及びその附帯徴収金について滞納なし」
	④【写真】太陽光パネルの写った住宅全景、パネル枚数の分かるもの	※住宅全景の中に太陽光設備が映っているか ※パネル枚数が分かるか
	⑤【写真】蓄電設備の設置状況が分かるもの	※蓄電設備の設置状況が分かるか
	⑥【写真】給湯機器の設置状況が分かるもの(任意)	※給湯機器の設置状況が分かるか
	⑦【配置図】パネル枚数、蓄電設備、余剰配線、システム配置計画等が確認できる電気図等の図面 (1階・2階・屋上等)	※パネル枚数(申請書記載の枚数と同じか) ※蓄電設備・給湯機器の位置(手書き可) ※余剰配線(太陽光と蓄電設備の接続)の確認
	⑧事業期間の始期と終期が分かる売買契約書(工事請負契約書)及び代金領収書等	※交付申請書【様式第1号】に記載した事業期間の根拠資料 (⑨⑩と兼用可能)
	⑨領収金額の明細・内訳が分かる見積書や売買契約書(工事請負契約書)等の写し (※太陽光・蓄電設備、給湯機器の設置費用の明細)	※契約書記載の契約日は令和6年10月9日以降か ※蓄電設備価格(工事費込・税抜)は14.1万円/kWh以下か ※蓄電設備は太陽光発電設備の付帯設備か
	⑩太陽光発電設備・蓄電設備・給湯機器の設置に要した費用が確認できる領収書の写し	※領収書宛名の住所・氏名(申請書と同じか) ※工事の領収書か ※連名の可能性あり
	⑪支払いの事実を証明できる書類の写し	※通帳や銀行振込受領書(名義、金額)、ローン(金額、返済予定表)、ネット銀行(取引明細書)等の確認
	⑫仕様書やカタログの写し	※型式、製造者名、公称最大出力、蓄電容量、規格への適合等について申請書の記載及び国要領要求要件と照合
	⑬製品保証書の写し(中古品でないことが確認できる書類) (※補助を申請した全ての設備について必要)	※住所・氏名(申請書と同じか) ※メーカー保証・サイクル試験性能の双方が10年以上か
	⑭(1)系統連系承諾書+発電量調整供給契約申込書 又は (2)電力受給契約確認書 のいずれか一方(電気事業者との電力受給契約(非FIT/非FIP)の内容が確認できる書類の写し)	※非FIT/非FIP形態での契約か ※契約名義と発電設備設置場所が申請書と合致しているか ※自己託送を行っていないか
	⑮【別紙1】発電電力消費計画書+算定根拠となる資料群	※自家消費率30%以上か
	⑯【別紙2】省CO2効果計算表 (おひさまエコキュート及び高効率給湯機器のみ)	※当該住宅に設置されていた従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2か
	⑰【別紙3】新制度要件チェックリスト兼誓約書	※全要件が自己チェック済か
	⑱[新築建売物件の場合]施工業者からの建物引渡証	※住所・氏名(申請書と同じか)

7.交付申請書(様式第1号)の表面の記入例

様式第1号(第4条関係)

福知山市長 様

事業者(手)契約締結又は工事着手のいずれか早い方から事業完了(代金支払又は工事完了)のいずれか遅い方までの期間を記入。年度をまたぐ場合は、原則申請不可。事業期間が申請年度内に収まる必要がある。例外的に、一年以上の事業期間が予定される場合、事業開始承認申請が可能。工程表等を持参の上、事業者事前に窓口で事前相談。

新制度の申請を行う場合の記入例
(網掛け部分は記入不要)

令和6年10月25日

申請者 〒620-8501

住所 福知山市 字内記13番地の1 (内記3丁目)

氏名 福知山 ドッコちゃん (申請者自署)

電話番号 0773-04-0x△◇

新制度の交付決定額算定に用いる太陽光発電設備の公称最大出力は、

①太陽光発電設備の公称最大出力の合計値

②パワーコンディショナの定格出力の合計値

のいずれか低い方で、小数点以下を切り捨てた値

福知山市 太陽光 3kW ×20,000円 = ①60,000円(上限8万) 書

蓄電池 5.6kWh ×30,000円 = 168,000円(上限18万)

+20,000円(一律加算) = ②188,000円

給湯機器 750,000円 ×1/2 = 375,000円

(上限20万。昼間沸上げ形自然冷媒CO2ヒートポンプ給湯機の場合、③上限30万)

合計 ①+②+③=548,000円

(なお、①②③について、1,000円未満は切捨てて計算すること)

申請額合計 548,000円 (うち、住宅用給湯機器 300,000円)

事業期間 令和6年11月10日～令和7年1月10日(住宅用太陽光・蓄電設備)

令和6年11月10日～令和7年1月10日(住宅用給湯機器)

電力受給開始日(従来のみ) 年 月 日

設置場所 福知山市 字内記13番地の1 (内記3丁目)

住宅用太陽光発電設備

(1)今回設置した太陽電池モジュール(パネル)の型式名、製造者名、公称最大出力、設置枚

型式名	製造者名	公称最大出力	設置枚
①00000	(株)00000	@ 200W	× 20
②△△△△△	(株)△△△△△	@ 250W	× 7枚
③		200W×20枚=①4,000W、 250W×7枚=②1,750W、 ①+②=5,750W(5.750kW)	枚

太陽光発電設備の公称最大出力 2kW 以上 5 kW 公称最大出力 2kW 以上 ⇒小数点以下を切り捨てて「5kW」

(2)今回設置したパワーコンディショナの型式名、製造者

型式名	製造者名	設置数
☆☆☆☆☆	(株)☆☆☆☆☆	1
パワーコンディショナの定格出力の合計値	3 kW	公称最大出力 2kW 以上 下切捨て)

6 住宅用蓄電設備

型式名	製造者名	蓄電容量
00000 (パッケージ型式00000)	(株) 000000	5 6 kWh 蓄電容量 1kWh 以上 捨て)

7 高効率給湯機器・コージェネレーションシステム (新制度申請者で、かつ補助を希望する場合のみ記入)

型式名	製造者名	補助対象経費
◇◇◇◇◇	(株) ◇◇◇◇◇	¥ 750,000
機種	昼間沸上げ形自然冷媒CO2ヒートポンプ給湯機 (「おひさまエコキュート」等)に	該当する ・ 該当しない

昼間沸上げ形自然冷媒CO2ヒートポンプ給湯機の場合:上限額30万円
それ以外の高効率給湯機器・コージェネレーションシステムの場合:上限額20万円

「補助対象経費」は、①設置した給湯機器の本体価格との設置にかかった工事費の合計額(税抜き)で計算

8.補助対象経費

補助対象経費は、事業を行うために必要な経費で、本事業で導入又は実施されたことを証明できるものに限りです。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接 工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業実施に必要な経費を契約・協定等に基づき負担する経費、系統で供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線・遮断機・計量器・系統設備の工事費負担金（1.35万円/kW 上限））
	本工事費 (間接 工事費)	共通 仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場 管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（補助要件に定める柵欄に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付等に要する経費をいう。

※次に掲げる経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

×公租公課（消費税等）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等 ×過剰な設備、予備設備、本事業以外において使用することを目的したもの ×既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用 ×土地・建物の取得、賃貸、管理棟に要する費用 ×本事業と直接関係のない工事に要した費用 ×設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用	×経理処理上、補助金とすることが適さないもの 例1：契約書（発注書、請書を含む）、納品書、請求書、振込依頼書、領収書その他証拠帳票類が不備の場合 例2：補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が困難な場合
--	---

9. 新制度・給湯機器補助の注意事項 1

～蓄電池価格「14.1 万円/kWh 以下」の算定について～

蓄電池価格(円/kWh)を算出する簡易ツールを配布しております。適宜ご活用ください。

また、新制度を活用して導入する蓄電池については、以下の要件にご注意ください。

特に、ハイブリッド型蓄電システムにおいては、算定基礎額の扱いに例外があります。

- ・価格(※1)が 14.1 万円/kWh (工事費込み・税抜き) 以下の蓄電システムであること

ハイブリッド型蓄電システム

- 蓄電池本体……………①
- パワコン(蓄電池の電力変換に寄与する部分)……………②
- ×パワコン(蓄電池以外(太陽光発電設備や V2H 等)の電力変換に寄与する部分) ……控除可能(※2)
- ×オプション(全負荷対応、モニター通信機器など)…………… 含めない(※3)
- 工事費……………③

①②③の税抜合計額を定格容量(※4)で除算した値が 14.1 万円/kWh 以下の場合、補助対象となります (※5、※6)

図 1

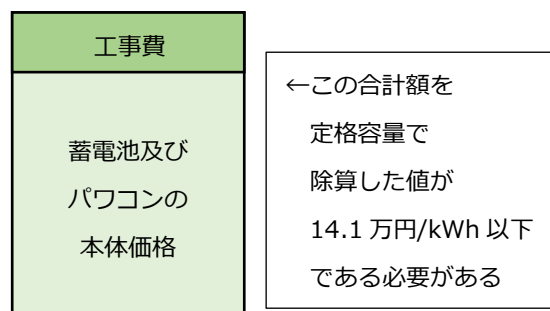
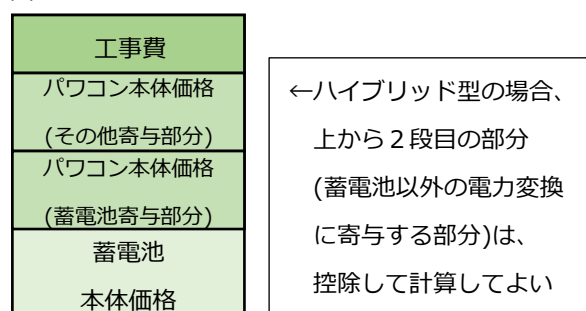


図 2



- ※1 蓄電池本体価格、パワーコンディショナ本体価格及び工事費の税抜合計額(円)を、蓄電池の定格容量(kWh)で除算した値(円/kWh)。以下「(蓄電システム価格の)kWh 単価」という。図 1 参照。
- ※2 kWh 単価の算出において、太陽光発電設備のパワーコンディショナが、蓄電池のパワーコンディショナと一体となっている蓄電池(以下「ハイブリッド」という。)の場合、ハイブリッド部分のうち蓄電池以外の電力変換に寄与する部分(蓄電池に含まれる太陽光発電設備のパワーコンディショナ機能)に係る経費分を控除することができます。図 2 参照。
- ※3 kWh 単価には、全負荷対応、モニター通信機器などのオプションは算入しません。
- ※4 定格容量(kWh)については、小数第 2 位以下を切り捨てた値とします。
- ※5 国要領の規定により、kWh 単価が 14.1 万円/kWh より高い場合、蓄電システム価格の全額が補助対象外となります。「14.1 万円/kWh 以下の部分だけは補助対象となる」といった処理は行いません。
- ※6 「価格が 14.1 万円/kWh 以下(工事費込み・税抜き)」という要件を潜脱する目的で、本来蓄電システムの価格に含めるべき経費を恣意的に控除した申請は認めません。審査においては、請求書・領収書等の書類に明示された請求内訳に従って、本要件の充足性を厳格に検討します。

10.新制度・給湯機器補助の注意事項 2

～事業期間が2年度にわたる場合の処理について～

(1)事業期間の制限(要旨)

- ア 国・府・市の単年度事業(※1)
- イ 原則、事業着手日が**令和6年10月9日**(京都府から福知山市への交付決定日)以降、かつ事業完了日及び申請書提出日が**令和7年1月24日**(申請書提出期間最終日)以前(※2)
- ウ **令和6年10月9日**より前に設置済み・契約済みの事業は補助対象外(※3)
- エ 事業着手日から事業完了日までが2年度に渡る場合、原則申請不可(※4)
- オ 例外的に、事業予定期間が1年以上に及ぶときに限り、事業着手前に特別な手続(事業開始承認申請)を行うことで、翌年度の申請が可能になる場合あり(※5)
- カ 事業開始承認を受けずに2年度事業に着手した場合、事業期間が1年以上に及んだことを令和7年度の補助申請時に事後的に証明したとしても、令和7年度の新制度・給湯機器補助への申請不可
- キ 工程表などをご持参の上、事業着手前(契約締結前)に窓口まで要相談(※6)

※「事業着手」は、
契約締結又は工事着工
のいずれか早いもの

※「事業完了」は、
工事完了または代金支
払のいずれか遅いもの

- ※1 新制度及び給湯機器補助は、福知山市及び京都府に加えて、国の交付金も財源とする制度です。手続は国の実施要領に従って厳格に行われます。
- ※2 上記の期間内に事業着手から事業完了までの手続を完了した事業のみが対象となります。
- ※3 京都府から福知山市への交付決定が行われた日以降に事業着手された事業のみが対象となります。
- ※4 複数年に渡る事業（事業着手日から事業完了日までの期間が年度をまたぐ事業）は、原則として補助対象となりません。
- ※5 例外的に、「事業期間が1年以上に及ぶ場合であって、当該事業に着手する前に福知山市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金事業開始承認申請書（別記様式第2号）を市長に提出し、次項に定める承認を受けたとき」（交付要綱第5条第2項ただし書）に限り、翌年度の新制度・給湯機器補助への申請が可能になる場合があります。
- ※6 新制度・給湯機器補助は事後申請制(設備設置終了後に申請)ですが、事業開始承認申請書は契約締結前に提出が必要です。工程表等の書類を持参の上、事業着手前に、必ず窓口で事前相談してください。事業開始承認を得ずに事業着手した場合、事業期間が1年以上でも翌年度の申請はできません。

(2)「事業開始承認申請」の詳細

建築物の新增築工事と補助対象設備の設置工事を一体で契約する場合で、工期が1年以上必要等、やむを得ない事由により2年度に渡って事業を実施するときは、補助事業の実施予定期間が分かる書類（見積書、工程表等）と共に、初年度の事業着手前に事業開始承認申請書（別記様式第2号）を提出し、承認を受けてください。

- ※ 令和6年度に事業開始承認を受けた場合、令和7年度に補助金を交付することを想定しています。しかし、本承認は交付決定ではなく、2年度に渡る事業を開始することを事前に了承したことを通知する制度にすぎません。事業完了後に改めて補助申請及び審査が必要となります。また、補助金交付は国、府及び市の予算措置が前提となり、補助金交付に係る事情の変動があり得ます。したがって、本承認は補助金交付を保証するものではないことをご了承ください。

(3)判断基準

以下、令和6年度の場合について示します。例外パターンについては、補助対象設備付き新築住宅の建築請負契約を締結するという想定で説明します。

通常パターン（単年度事業 ※補助申請は令和6年度に行う）

- (1) 京都府から福知山市への補助金交付決定日(令和6年10月9日)以降に事業着手したか
(令和6年10月9日より前に設置済の設備や事業着手済の設備は補助対象外となる)
 - (2) 申請書提出期限(令和7年1月24日)までに事業完了・補助申請・書類不備の補正をしたか
- ↓ 事業期間が年度(年ではない)をまたぐ場合で、事業着手前に事業開始承認を得ているときは、
- ↓ 例外パターンを適用。事業開始承認の要件は以下のとおり。
- ↓ 要件1：令和6年度と令和7年度に事業期間がまたがるか
- ↓ 要件2：事業期間が1年以上か（工程表等で確認）

例外パターン（2年度事業 ※事業開始承認申請は令和6年度、補助申請は令和7年度に行う）

- (1) 事業開始承認を得たか
- (2) 事業開始承認を得た日以降に事業着手したか
- (3) 令和7年度の「国から京都府への内示」以降かつ令和7年度申請書提出期限以前に事業完了したか
- (4) 令和7年度の申請書提出期間内に補助申請・書類不備の補正をしたか
(3年度以上にまたがる事業は、事業開始承認申請を得ていたとしても補助対象外となる)

(4)具体例

新制度・給湯機器補助への補助申請の可否を事例で示します。なお、上記の期間要件及び事業開始承認申請は新制度・給湯機器のみに関係する規定であり、従来制度では要求されません。以下の事例全てで、「電力受給開始日から1年(令和6年度は1年4カ月)以内」という期間制限に抵触していなければ、従来制度への申請は可能です。

① 10月9日より前に既に設備設置済。新制度(令和6年度募集分)への申請を検討中。

② 10月9日より前に既に事業着手済。事業完了後に新制度(令和6年度募集分)への申請を検討中。

→ ①②ともに補助申請×（通常(1)×）

③ 令和6年12月に事業着手、令和7年7月に事業完了。事業期間は1年未満。年度をまたぐ。
新制度(令和7年度募集分)への申請を検討中。

→ 補助申請×（令和6年度募集分については通常(2)×。令和7年度募集分については通常(1)×。）

→ なお、事業期間が1年に満たないので、事業開始承認は申請できず、例外パターンは適用不可。

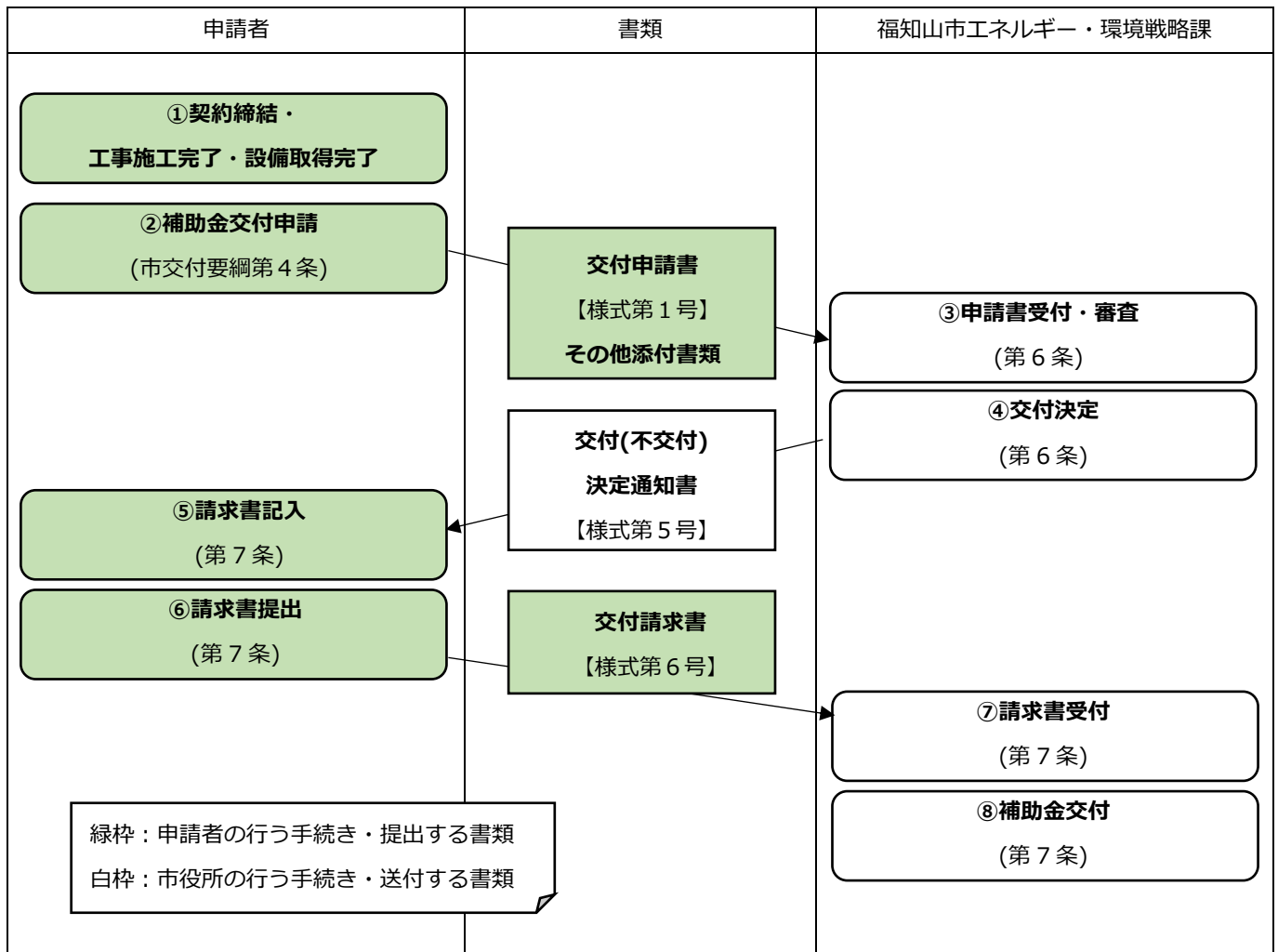
④ 令和6年12月1日に事業着手、令和7年12月10日に事業完了。事業期間は1年以上。年度をまたぐ。事業開始承認申請は行っていない。新制度(令和7年度募集分)への申請を検討中。

→ 補助申請×（令和6年度募集分については通常(2)×。令和7年度募集分については通常(1)×。）

→ なお、事業期間(予定)が1年以上の場合なので、事業着手前に事業開始承認を得ておけば、令和7年度に補助申請が可能な事例だった。

11. 手続きの流れ

事業着手から補助金交付までのフローチャート



[注意点の説明]

(1) 補助金の申請（市交付要綱 第4条）

「交付申請書（様式第1号）」をエネルギー・環境戦略課（福知山市役所4階）まで持参してください。
不足書類や不備がある書類では受付できません。書類が全てそろった段階で受付完了となります。パンフレットや本手引きなどに掲載している提出書類チェックリストの審査項目を満たしていることをご確認の上で申請してください。

(2) 交付決定の通知（市交付要綱 第6条）

申請の受付完了後、その内容を審査し、補助金交付（不交付）の決定を行います。
その後、「交付（不交付）決定通知書（様式第5号）」により、決定内容を申請者に通知します。この時点で補助金の額の確定も同時に行われます。

(3) 補助金の請求（市交付要綱 第7条）

交付決定を受けた時点から、補助事業者は、「交付請求書（様式第6号）」を提出して、補助金の請求を行うことができるようになります。

12.スケジュール

(1) 通常：令和6年度中に事業着手し、令和6年度中に完了する場合（事業開始承認申請なし）

令和6年度											
福 知 山 市	① 交 付 決 定 ※	② 募 集 開 始							⑥ 交 付 決 定 ※		⑧ 補 助 金 交 付
申 請 者		③ 事 業 着 手 ※	 ・契約 ・設置工事 ・代金支払				④ 事 業 完 了 ※	⑤ 交 付 申 請		⑦ 補 助 金 請 求	
期 限								1 月 24 日		2 月 10 日	

※①は「京都府から福知山市
に対する交付決定」
※⑥は「福知山市から申請者
に対する交付決定」

※③事業着手は、
「契約締結又は工事着工のい
ずれか早いもの」
※④事業完了は、
「工事完了または代金支払の
いずれか遅いもの」

<各項目の前後関係>

① < ② ≦ ③ < ④ < ⑤(期限:R7.1.24(金)) < ⑥ < ⑦(期限:R7.2.10(月)) < ⑧

[注意点の解説]

③事業着手

事業着手とは、補助対象設備の設置に係る契約締結又は工事開始のいずれか早い方を指します。新築住宅等、**補助対象設備に係る契約内容が建物本体の契約に含まれる場合は、基本的に建物本体の契約日が事業着手日**となります。事業着手から事業完了までが2年度に渡る場合、事前に事業開始承認申請の承認を受けているもののみ補助対象となり、それ以外については補助対象外となります。

⑤交付申請（申請者→福知山市）

新制度・給湯機器補助の交付申請について、福知山市では「事後申請制」を採用しています。

ただし、当該年度の京都府から福知山市に対する交付決定が行われた日(令和6年10月9日)より前に事業着手したものについては補助対象外となります。

また、事業開始承認を受けた場合を除いて、④事業完了及び⑤交付申請は当該年度の申請書提出期間内(令和7年1月24日まで)に行われる必要があります。

なお、補助対象設備の設置を行った年度の申請書提出期間内であれば、期間制限(「設備設置後1か月以内に申請しなければならない」等)はありません。

(2) 例外：令和6年度中に事業着手し、令和7年度中に事業完了する場合（事業開始承認申請あり）

建築物の新增築工事と補助対象設備の設置工事を一体で契約する場合に、④～⑤までの事業実施に必要な期間が1年以上必要等、やむを得ない事由により2年度に渡って事業を実施する際は、初年度の事業着手前に事業開始承認申請（別記様式第2号）を提出し、承認を受けてください。

※ 令和6年度中（来年度募集分は令和7年度中）に、補助対象設備に係るすべての設置工事が完了する場合は、単年度での事業実施となり、「補助対象事業を複数年度にわたって実施」（市交付要綱第5条第2項本文）及び「事業期間が1年以上に及ぶ」（市交付要綱第5条第2項ただし書）の規定を満たさず、事業開始承認の対象外となります。この場合の手続は、17ページ「(1) 通常：令和6年度中に事業着手し、令和6年度中に完了する場合（事業開始承認申請なし）」を御覧ください。

※令和7年度に補助金を交付することを想定していますが、国、府及び市の予算措置が前提となりますので、事業開始承認は補助金交付を保証するものではありません。



<各項目の前後関係>

① < ②(期限:R6.12.10(火)) < ③ < ④ < ⑤ <

⑥(期限:R8.1月中旬予定) < ⑦ <

⑧(期限:R8.2月上旬予定) < ⑨

※④事業着手は、
「契約締結又は工事着工のいずれか早いもの」
※⑤事業完了は、
「工事完了または代金支払のいずれか遅いもの」

[注意点の解説]

②事業開始承認申請（事業開始承認申請者→福知山市）

④～⑤までの事業実施に必要な期間が1年以上で、2年度に渡っての事業実施を希望する方は、事業着手前に窓口まで事前相談にお越しください。その後、事業開始承認申請書及び補助事業の実施予定期間が分かる書類（見積書、工程表等）を提出してください。事業開始承認申請の受付期間は令和6年12月10日(火)までとなります。

④事業着手

福知山市からの事業開始承認を受けた後に、事業着手（契約締結・工事着工）します。なお、事業期間が2年度に渡るにも関わらず事業開始承認を得ずに事業着手した場合は、実際の事業期間が1年以上であったか否かを問わず、令和7年度募集分の新制度の補助対象外となりますのでご注意ください。

※令和7年度4月1日から始まる空白期間（補助金交付の内示（国→京都府））

新制度及び給湯機器補助は、京都府が国から受給する交付金を、京都府下の市町村に再分配する形式で実施される制度です。したがって、国と京都府の動向も本制度に関係します。

具体的には、**補助金交付年度（令和7年度）当初の事業着手について、国から京都府への補助金交付の内示があるまでの空白期間については、既に事業開始承認を受けている2年度事業についても補助対象事業の実施が認められません。そのため、補助対象設備の工事（基礎工事など、補助対象設備に関係のない工事は除く。）が、国から京都府への内示期間内に行われていることが確認された場合は補助対象外となります。なお、国から京都府への交付内示について、通常通りであれば遅くとも4月中には内示を受ける見込とのことです。**

⑥交付申請（補助申請者→福知山市）

福知山市への交付申請については、令和6年度から開始した事業が完了した後で行ってください。3年以上に渡る事業は補助対象外となりますので、必ず令和7年度の申請書提出期限（令和8年1月予定）には事業を完了し、補助申請を行うようにしてください。

また、⑤事業完了及び⑥交付申請は令和7年度に定める申請書提出期限までに行われる必要があります。補助対象設備の設置を行った年度の申請書提出期間内であれば、期間制限（「設備設置後1か月以内に申請しなければならない」等）はありません。

※事業開始変更承認

事業開始承認を受けた内容を変更する場合、あらかじめ事業開始変更承認申請書（別記様式第4号）の提出が必要です。変更の内容の一例としては、次のようなものが想定されます。また、重要部分の変更に限らず、軽微な変更であっても原則提出が必要です。内容の変更が生じそうな場合には、変更承認申請書の提出が必要か否かを確認するために、お早めに市エネルギー・環境戦略課にご相談ください。

例1：導入する設備のメーカーが変わった。

例2：導入する設備の公称最大出力合計・定格出力合計・蓄電容量合計が変更になった。

例3：おひさまエコキュートを導入予定だったが、通常のエコキュートを導入することになった。

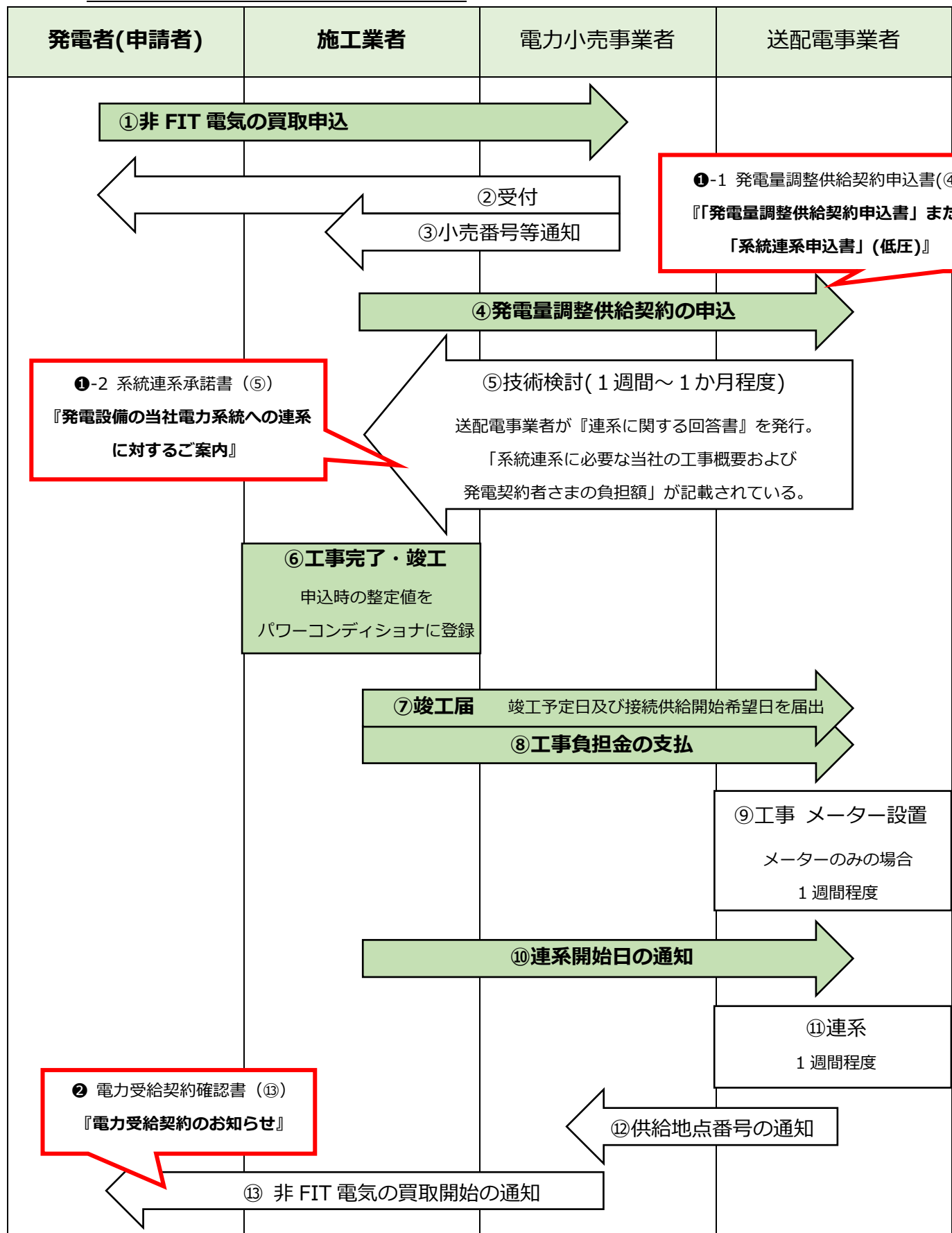
例4：事業終了予定日が変わり、事業予定期間が1年3カ月から1年1カ月になった。

13. 非 FIT 電気の買取の流れ

(1)スケジュール (非 FIT かつ 10kW 未満の場合)

緑矢印：申請者・施工業者の行う手続き

白矢印：電力小売事業者・送配電事業者の行う手続き



(2)提出書類(電力受給契約確認書/系統連系承諾書)

新制度では、電力受給契約(非 FIT 売電を行う場合)の内容を確認するために、**(1)系統連系承諾書 + 発電量調整供給契約申込書**又は**(2)電力受給契約確認書**のいずれか一方の提出を求めています（チラシや要件チェックリストの記載については画像参照）。

これらの書類がいつどうやって入手できるかを示したのが、スケジュール(p20)の**赤枠部分**です。

①(1)系統連系承諾書 + 発電量調整供給契約申込書 又は (2)電力受給契約確認書 のいずれか一方(電気事業者との電力受給契約(非 FIT/非 FIP)の内容が確認できる書類の写し)	※非 FIT/非 FIP 形態での契約か ※契約名義と発電設備設置場所が申請書と合致しているか ※自己託送を行っていないか
---	---

別紙3（別記様式第1号関係）		
新制度 要件チェックリスト		
※本書類のチェック結果は、印刷して提出してください(手書き可)。		
	要件(国要領で要求されている主な要件のみ記載)	添付書類
太陽光	[国要領別紙2 2. ア(ア)a] 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。	☐
	[国要領別紙2 2. ア(ア)b] 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium) 制度の認定を取得しないこと。	☐ 電力受給契約確認書 or 系統連系承諾書
	[国要領別紙2 2. ア(ア)c] 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。	☐ 電力受給契約確認書 or 系統連系承諾書

ア 「電力受給契約確認書」を提出する場合

次の書類の提出が必要です。

② 電力受給契約確認書

具体的な書類名の例：『電力受給契約のお知らせ』

イ 「系統連系承諾書」を提出する場合

次の①-1 と①-2 の両方の書類の提出が必要です。

①-1 発電量調整供給契約申込書

具体的な書類名の例：『「発電量調整供給契約申込書」または「系統連系申込書」(低圧)』

①-2 系統連系承諾書

具体的な書類名の例：『発電設備の当社電力系統への連系に対するご案内』

「②電力受給契約確認書」の提出が望ましいですが、代替書類として「①-2 系統連系承諾書」の提出でも可とします。系統連系承諾書は、系統連系前に関西電力送配電が発行する書類ですが、FIT/FIP での買取申込をしていないことは確認可能なので、確認書類としての機能を果たすと考えます。

ただし、「①-2 系統連系承諾書」を提出する場合、「①-1 発電量調整供給契約申込書」とセットでの提出を求めます。承諾書だけではどの電力会社にも買取申込をしているのか確認しにくいからです。

ウ 発電量調整供給契約申込書と系統連系承諾書の入手方法の一例

『低圧たくそう君』（関西電力送配電）の「申込一覧画面」ページにて、「申込書」（①-1 発電量調整供給契約申込書）と「連系に対する回答書」（①-2 系統連系承諾書）の印刷(pdf のダウンロード)が可能です。

14.同時導入の考え方について

原則として、太陽光発電設備・蓄電設備、高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの3点について、導入に係る契約が同一のもの又は同一の建築工事中に行われた別契約であるものが同時導入に該当します。なお、個別の事情を鑑み、既存の設備に後付けで導入したとみなされる場合を除き、同時導入として取り扱います。

ただし、いずれの場合も、導入するすべての設備について補助金申請が一つにまとめられており、先述した(1)又は(2)のいずれかのスケジュールに沿って事業実施されていることが求められます。

15.特別な事情が生じた場合のみ必要になる手続きの詳細

※以下に示す2つの手続きはそれぞれ別個独立したものです

※(1)の手続きに続いて(2)以下の手続きが要求される、という意図ではありません

(1) 交付決定の取消し及び補助金の返還（市交付要綱 第9条・第10条）

①偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき、②補助金を目的以外の用途に使用したとき、③市交付要綱の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき、市長は、補助事業者に対して、補助金の交付決定の全部又は一部の取消を行うことができます。

既に補助金が交付されている場合は、「返還命令書（様式第8号）」により、補助金の全部または一部の返還を命ずることになります。

(2) 処分の制限（市交付要綱 第11条）

補助金受給者は、当該設備を補助金受領日から以下の耐用年数を経る前に廃棄、売却等により処分しようとするときは、あらかじめ「財産処分申請書（様式第9号）」を市長に提出し、その承認を受ける必要があります。

承認後に当該設備を処分した場合において、市の請求があったときは交付を受けた補助金を返還していただくことがございます。

太陽光発電設備	17年
蓄電設備	6年
高効率給湯機器 コージェネレーションシステム	6年